

国立研究開発法人の年度評価について

(1) 年度評価

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）において、国立研究開発法人は、各事業年度の終了後 3 ヶ月以内（6 月末まで）に、当該事業年度の業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出・公表することとされている。

(2) 外部評価結果の活用

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 総務大臣決定）において、国立研究開発法人は、自己評価書の作成に当たっては、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映するよう、努めることとされている。

○ 独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）（抄）

第 35 条の 6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

以上